

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この管理規程は、静岡県立静岡がんセンター（以下「静岡がんセンター」という。）において看護師として勤務しようとする学生に対して静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、静岡がんセンターの看護師の充足及び資質の向上に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、看護師として静岡がんセンターの業務に従事することを希望する者のうち、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号から3号までに規定する大学、学校又は看護師養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和24年文部省・厚生省令第1号）第4条第2項第1号ただし書の通信制の課程及び同条第3項の高等学校及び当該高等学校の専攻科において看護師を養成する課程に在学している者のうち高等学校の課程に在学している者は除く。）とする。ただし、静岡県看護職員修学資金貸与規則（昭和38年静岡県規則第6号）に規定する修学資金その他看護師として業務に従事すること等を条件として返還を免除される貸付金（以下「他機関貸付金」という。）の貸与を受けている者又は受けようとしている者については、貸与は行わないものとする。

(貸与の方法)

第3条 修学資金は、予算の範囲内において、申請のあった日の属する月から翌年3月又は卒業する日が属する月まで月額5万円を、年間を4期に分けて貸与するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 修学資金は、無利息とし、養成施設の正規の修業年限を超えては貸与を行わない。

(返還資金)

第3条の2 第2条ただし書の規定にかかわらず、同条本文の規定に該当する者であって、既に他機関貸付金の貸与を受けているものが、修学資金への借換えの申請をした場合、管理者は修学資金の貸与の特例として他機関貸付金を返還するための資金（以下「返還資金」という。）を貸与することができる。

2 返還資金の貸与の対象となる他機関貸付金は、第2条本文の規定に該当する者が静岡県外に所在する施設において看護師として業務に従事すること等を目的として貸与を受けた貸付金であって、貸与を行った機関に属する施設において看護師として業務に従事すること等を条件として返還を免除されるものとする。

3 前条第1項の規定にかかわらず、返還資金は、予算の範囲内において、既に他の機関から貸与されている額を、一括して貸与するものとする。この場合において、当該返還資金の額は、前条第1項に規定する月額に他機関貸付金の貸与月数（修了した正規の修学期間を限度とする。）を乗じて得た額を限度とする。

4 前条第2項の規定は、返還資金について準用する。

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者が定める期日までに提出しなければならない。ただし、申請者は、第1号及

び第2号に規定する書類について、やむを得ない理由により、申請者が提出できないものと管理者が認める場合は、学生証又は成績通知書の原本を管理者が確認することによって、これらに代えることができる。

(1) 在学する養成施設の在学証明書

(2) 在学する養成施設（第1学年に在学する者にあつては、養成施設に入学する前の最終学歴）の成績証明書

(3) 修学資金貸与条件等確認表（様式第1号の2）

(4) その他管理者が必要と認める書類

2 前年度に本修学資金の貸与を受けている者で、引き続き本修学資金の貸与を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、修学資金継続貸与申請書（様式第2号）に同項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

3 申請者のうち返還資金の貸与を受けようとする者は、第1項に規定する書類に加え、返還資金貸与申請書（様式第3号）、修学資金貸与証明書（様式第3号の2）及び修学資金貸与条件等確認表（返還資金用）（様式第3号の3）を提出しなければならない。

（貸与の決定）

第5条 管理者は、第4条の申請書の提出を受けたときは、その内容の審査及び面接を行い、貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、第4条第2項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知することができる。

3 貸与の決定を受けた申請者は、誓約書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて管理者が定める期日までに管理者に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人の印鑑証明書

(2) 修学資金振込先口座届（様式第4号の2）

4 前項の期間内に誓約書を提出しない者は、貸与を受けることを辞退したものとみなす。

（他機関貸付金の返還手続）

第5条の2 返還資金の貸与を受けた者は、速やかに、他機関貸付金の全額を当該機関に返還し、管理者に修学資金返還証明書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 管理者は、返還金貸与後2か月以内に修学資金返還証明書の提出がない場合には、修学資金の貸与を停止することができる。

（連帯保証人）

第6条 貸与の決定を受けた申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者としなければならない。ただし、管理者が適当と認める場合は、連帯保証人のうち1人は申請者と同一の生計を営む成年者とすることができる。

3 申請者が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

4 修学資金（返還資金を含む。第11条の2を除き、以下同じ。）の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）又は受けた者（以下「借受者」という。）は、連帯保証人が死亡した場合、又は連帯保証人に破産手

続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じた場合は、直ちに他の連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

（貸与契約の解除等）

第7条 管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 退学した場合
- (3) 心身の故障により修学の見込みがなくなつたと認められる場合
- (4) 修学資金の貸与を辞退した場合
- (5) 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められる場合
- (6) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸与を受けた場合
- (7) 本規程に定める届出等を誠実に履行しなかった場合
- (8) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められる場合

2 管理者は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を停止する。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金がある場合は、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

3 管理者は、前2項の規定による貸与契約の解除又は貸与の停止をした場合は、第1項第1号に該当する場合は連帯保証人に、第5条の2第2項並びに第1項第2号から第8号まで及び前項に該当する場合は本人に通知する。

（借用証書の提出）

第8条 修学生は、前条第1項の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき又は修学資金の貸与期間が満了したとき若しくは返還資金の貸与を受けたときは、直ちに借用証書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

（返還債務の当然免除）

第9条 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から起算して13月以内に看護師免許を受けた後引き続き静岡がんセンターにおいて当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間看護師の業務に従事した場合
- (2) 前号に規定する看護師の業務に従事している期間中に、看護師の業務上の理由により死亡し、又は看護師の業務に起因する心身の故障のためその業務を継続することができなくなった場合

2 前項第1号に規定する期間を計算する場合は、月数によるものとし、看護師の業務に従事した最初の日が属する月から看護師の業務に従事した最後の日が属する月の前の月（その日が月の末日である場合は、

その日の属する月)までを計算する。ただし、次の各号に掲げる期間については従事した期間に算入しない。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 1 号の規定により休職されていた期間
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条の規定により育児休業していた期間
- (3) その他管理者がこれらに準ずると認める期間であって、その期間が 1 月以上にわたるもの

3 前項各号に掲げる期間を計算する場合は、事由が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）から事由の消滅した日の属する月までを計算するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第 10 条 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 養成施設を卒業した日から起算して 13 月以内に看護師免許を受けた後、静岡がんセンターの看護師の業務（以下「看護師の業務」という。）に従事した場合において、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間を経過する前に看護師の業務に従事しなくなった場合
- (2) 災害、病気その他やむを得ない理由により次条第 1 項第 2 号に該当する場合であって、当該理由が解消されたときにおいて、直ちに、看護師免許を取得し、看護師の業務に従事した場合
- (3) 災害、病気その他やむを得ない理由により次条第 1 項第 3 号に該当する場合であって、当該理由が解消されたときにおいて、直ちに看護師の業務に従事した場合
- (4) 前条第 1 項第 2 号に規定する場合を除くほか、死亡又は心身の故障により看護師の業務に従事することができなくなった場合

2 前項第 1 号から第 3 号までの規定により免除することができる返還債務の額は、看護師の業務に従事した期間に第 3 条第 1 項に定める月額を乗じて得た額を限度とする。

3 第 1 項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務裁量免除申請書（様式第 8 号）を管理者に提出しなければならない。なお、同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は当該理由を証明する書類を、同項第 4 号に該当する場合は看護師の業務に従事することができなくなったことを証する書類を添付するものとする。

4 第 2 項に規定する看護師の業務に従事した期間を計算する場合には、前条の規定を準用する。

5 次条第 4 項の規定により修学資金返還計画書を管理者に提出しなければならない者で第 1 項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、同条第 1 項各号のいずれかに該当する事由が生じた日から起算して 15 日以内に修学資金返還債務裁量免除申請書を管理者に提出しなければならない。

(返還)

第 11 条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月（管理者が別に定めた場合は、その月）から起算して貸与を受けた期間に相当する期間（前条の規定により返還債務の一部が免除された場合は同条第 2 項の看護師の業務に従事した期間を除いた期間）内に、修学資金を返還しなければならない。

ただし、次条の規定により返還が猶予された場合は当該期間にその猶予された期間を含めた期間とする。

- (1) 第7条第1項の規定により修学資金の貸与契約が解除された場合
- (2) 養成施設を卒業した日から起算して13月以内に看護師免許を取得できなかった場合
- (3) 看護師免許を取得した後、直ちに看護師の業務に従事しなかった場合
- (4) 看護師の業務に従事しなくなった場合

- 2 前項の規定により修学資金を返還しなければならない者（以下「返還義務者」という。）は、月賦の均等割りで返還しなければならない。ただし、繰上げ返還をすることを妨げない。
- 3 管理者は、返還義務者が前項の規定による均等払いの返還金の支払いを継続して怠った場合は、貸与した修学資金の全部又は一部について直ちに返還することを命ずることができる。
- 4 返還義務者（第12条第1項の規定により返還債務の履行を猶予されている者を除く。）は、その事由が生じた日（第10条第3項の規定により返還債務の裁量免除の申請をした場合は、その申請に対する決定の通知を受けた日、第12条第1項の規定により返還債務の履行を猶予されていた場合は、その理由が解消された日）から起算して15日以内に、修学資金返還計画書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

（返還資金に係る期間の取扱い）

第11条の2 返還資金の貸与を受けた者については、修学資金の貸与を受けた期間に、次項の規定により返還資金の貸与を受けた月数とみなされる期間を加えて得た期間を修学資金の貸与を受けた期間とみなして、前3条の規定を適用する。

- 2 返還資金については、貸与額を第3条第1項に規定する額で除して得た数（その数に1未満の端数を生じたときは、これを切り上げた数とする。）に相当する月数を貸与を受けた月数とみなす。

（返還の猶予）

第12条 管理者は、返還義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由が継続する間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第4条第1項の申請に係る養成施設に引続き在学している場合
- (2) 看護師として資質向上に寄与する大学又は大学院に在学している場合
- (3) 災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると認められる場合

- 2 前項の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（様式第10号）に、次の各号に規定する区分に応じた書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号又は第2号に該当する場合は、在学証明書
- (2) 前項第3号に該当する場合は、当該理由を証明する書類

- 3 第1項の規定により修学資金の返還を猶予された者は、猶予が決定された年度の翌年度から猶予を受けなくなるまでの間、毎年度4月15日までに、猶予を受けた状況が継続していることを証明する書類を添えて、修学資金返還猶予現況報告書（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。

(延滞利息)

第 13 条 返還義務者は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、当該返還すべき額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(届出)

第 14 条 修学生又は借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書を管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所等を変更したとき。氏名住所等変更届 (様式第 12 号)

(2) 退学したとき。退学届 (様式第 13 号)

(3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。休学停学届 (様式第 14 号)

(4) 復学したとき。復学届 (様式第 15 号)

(5) 修学資金の貸与を辞退するとき。修学資金貸与辞退届 (様式第 16 号)

(6) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。連帯保証人届出事項変更届 (様式第 17 号)

2 連帯保証人は、修学生又は借受者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合は、速やかにその旨を死亡失踪届 (様式第 18 号) により管理者に届け出なければならない。

(委任)

第 15 条 この管理規程に定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日がんセンター局管理規程第4号)

この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月16日がんセンター局管理規程第10号)

1 この管理規程は、平成27年1月16日から施行する。

2 この管理規程施行の際、従前の管理規程及び様式により作成した用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則(平成27年3月20日がんセンター局管理規程第11号)

この管理規程は、平成27年3月20日から施行する。

附 則(平成29年3月24日がんセンター局管理規程第7号)

この管理規程は、平成29年3月24日から施行する。

附 則(令和元年7月1日がんセンター局管理規程第3号)

- 1 この管理規程は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現に改正前のそれぞれの管理規程の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの管理規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この管理規程の施行の際現に改正前のそれぞれの管理規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

修学資金貸与申請書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

申請者 氏名

印

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者情報	ふりがな					(写真添付欄) 1 大きさ 縦 36~40mm 横 24~30mm 2 本人単身胸から上 3 写真裏面に記名のこと
	氏名					
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生 (満 歳)	
	住所	〒 - 電話番号 () -				
	メールアドレス					
養成施設	名称			現学年	年	
	所在地	〒 - 電話番号 () -				
	入学年月日	年	月	日	卒業予定年月	年 月
卒業した高等学校の名称				卒業年月	年 月	
家族状況	氏名	続柄	年齢	職業又は勤務先	住所	電話番号
面接希望			第1希望		第2希望	
	面接日					
	面接会場名					
採用試験受験状況			受験済		受験予定 (月)	

<看護師を希望する理由>

*家族状況は二親等以内の親族を4人以内で記入してください。

様式第 1 号の 2 (第 4 条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

修学資金貸与条件等確認表

確認項目	チェック欄						
看護師養成施設 (以下「養成施設」という。) 卒業後に静岡県立静岡がんセンター (以下「当センター」という。) で看護師としての勤務を希望していること。							
「修学資金貸与申請書」を提出しても、予算等の関係上、希望と一致しない可能性 (不貸与の決定) があること。							
卒業後に看護師として就業することにより返還が免除される他の医療機関等からの修学資金との併用はできないこと。							
修学資金は年額 60 万円を申請時期により年間 4 回又は 3 回に分割し、貸与されること。							
養成施設の正規の修学期間を超えて貸与が行われないこと。							
「誓約書」を提出するにあたり、連帯保証人が 2 人必要なこと。							
連帯保証人は以下の条件に該当しなければならないこと。 ① 2 人はそれぞれ独立の生計を営む成年者であること。 ② 申請者が未成年者である場合、1 人は申請者の法定代理人であること。							
翌年度以降も貸与を希望する場合は、修学資金継続貸与申請書等の提出が必要なこと。							
状況に応じて提出しなければならない書類があること。(氏名・住所を変更した場合、退学・休学・停学・復学した場合、貸与を辞退する場合、連帯保証人の氏名・住所等に変更があった場合、破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じた場合 など)							
修学資金の貸与契約を解除することがあること。 ・退学した場合 ・貸与を辞退する場合 ・届けを怠った場合 ・修学の見込みがなくなった場合 ・学業成績又は性行が著しく不良となった場合 ・偽りその他不正な手段により貸与を受けた場合 など							
修学資金の貸与の有無と採用試験の可否は無関係であり、当センターへ就職するには別に実施される看護職員採用試験に合格する必要があること。							
返還債務の免除には条件を満たす必要があること。(養成施設を卒業して 13 ヶ月以内に看護師の免許を取得し、貸与を受けた期間に相当する期間を当センターにおいて看護業務に従事した場合)							
返還債務の免除条件が満たされない場合、貸与された修学資金の一部又は全部を返還すること。							
修学資金を返還するときは、返還しなければならない額を 5 万円で除した月数の期間に毎月 5 万円の均等割りで返還しなければならないこと。(一括返還することも可能)							
返還すべき日までに返還しなかった場合は、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ当該返還額の年 10.75% の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない場合があること。							
均等払いの返還金の支払いを継続して怠った場合、返還すべき修学資金の全額又は一部について直ちに支払うことを命ぜられる場合があること。							
上記について確認しました。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">印</td> </tr> </table>		年	月	日	氏名	印	
	年	月	日	氏名	印		

※上記は主要事項になります。詳細については静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程をご確認ください。

(同規程は当院ホームページに掲載しています。また、貸与決定後、貸与者全員に送付します。)

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

修学資金継続貸与申請書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

申請者 修学生番号

氏 名

印

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金を継続して貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者情報	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	昭和・平成		年	月	日生（満 歳）
	住所	〒				
	メールアドレス	@				
養成施設	名称					
	所在地	〒				
	現学年	年	卒業予定年月		令和	年 月
家族状況	氏名	続柄	年齢	職業又は勤務先	住所	電話番号

*家族状況は二親等以内の親族を4人以内で記入してください。

様式第3号（第4条関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

返還資金貸与申請書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

申請者 氏名

印

静岡県立静岡がんセンターでの勤務を希望し、返還資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸与を受けている機関名等	機関名	
	所在地	〒 電話番号 () -
	勤務を希望していた施設名	
	勤務を希望していた施設の所在地	〒 電話番号 () -
	貸与を受けた期間	年 月 (学年) から 年 月 (学年) まで (貸与月数⑦ 月)
	貸与を受けた額	月額 円 × (⑦ 月) = (貸与総額 円)
	返還資金申請額	【貸与月額（5万円を上限とする）× 貸与月数⑦ = 返還資金申請額】 (円) × (月) = 円

* 返還資金の対象となる機関は、貸与を受け、勤務を希望していた施設が静岡県内に所在するものを除きます。

様式第3号の2 (第4条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

修学資金貸与証明書

氏名	
住所	〒
貸与期間	年 月 から 年 月まで
貸与額	円

上記のとおり修学資金を貸与したことを証明します。

年 月 日

機関名

所在地

代表者

印

様式第3号の3（第4条関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

修学資金貸与条件等確認表（返還資金用）

確認項目	チェック欄
看護師養成施設（以下「養成施設」という。）卒業後に静岡県立静岡がんセンター（以下「当センター」という。）で看護師としての勤務を希望していること。	
「返還資金貸与申請書」を提出しても、予算等の関係上、希望と一致しない可能性（不貸与の決定）があること。	
卒業後に看護師として就業することにより返還が免除される他の医療機関等からの修学資金との併用はできないこと。	
返還資金は一括で貸与されるので、速やかに、他機関貸付金の全額を当該機関に返還し、当センターに修学資金返還証明書提出しなければならないこと。	
返還資金貸与後2ヶ月以内に修学資金返還証明書の提出がない場合には、修学資金の貸与が停止される場合があること。	
「誓約書」を提出するにあたり、連帯保証人が2人必要なこと。	
<p>連帯保証人は以下の条件に該当しなければならないこと。</p> <p>① 2人はそれぞれ独立の生計を営む成年者であること。</p> <p>② 申請者が未成年者である場合、1人は申請者の法定代理人であること。</p>	
状況に応じて提出しなければならない書類があること。（氏名・住所を変更した場合、退学・休学・停学・復学した場合、貸与を辞退する場合、連帯保証人の氏名・住所等に変更があった場合、破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じた場合 など）	
<p>修学資金の貸与契約を解除することがあること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退学した場合 ・修学の見込みがなくなった場合 ・貸与を辞退する場合 ・学業成績又は性行がいちじるしく不良となった場合 ・届けを怠った場合 ・偽りその他不正な手段により貸与を受けた場合 など 	
修学資金の貸与の有無と採用試験の可否は無関係であり、当センターへ就職するには別に実施される看護職員採用試験に合格する必要があること。	
返還債務の免除には条件を満たす必要があること。（養成施設を卒業して13ヶ月以内に看護師の免許を取得し、貸与を受けた期間に相当する期間を当センターにおいて看護業務に従事した場合）	
返還債務の免除条件が満たされない場合は、貸与された修学資金の一部又は全部を返還すること。	
修学資金を返還するときは、返還しなければならない額を5万円で除した月数の期間に毎月5万円の均等割りで返還しなければならないこと。（一括返還することもできます。）	
返還すべき日までに返還しなかった場合は、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、当該返還額の年10.75%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない場合があること。	
均等払いの返還金の支払いを継続して怠った場合、返還すべき修学資金の全額又は一部について直ちに支払うことを命ぜられる場合があること。	
<p>上記について確認しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名</p>	印

※上記は主要事項になります。詳細については静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程をご確認ください。

（同規定は当院ホームページに掲載しています。また、貸与決定後、貸与者全員に送付します。）

様式第4号 (第5条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

誓約書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金の貸与を受けるにあたり、下記のとおり誓約します。

なお、私は、地方公務員法第16条の各号に規程する者に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程の規定を遵守することを誓います。
- 2 修学資金の返還債務が生じた場合は、返済期間内に誠意をもって確実に返還することを誓います。
- 3 修学資金の返還に滞りがあった場合は、貸与された修学資金の全部又は一部について直ちに返還を命ぜられても異議はなく、指示に従い返還することを誓います。
- 4 他の機関からの修学資金については貸与を受けていない、又は受けようとしていないことを誓います。

以上

私どもは、上記修学生の連帯保証人として、同人に誓約どおり履行させるとともに、借受の債務を連帯して負担します。

連帯保証人	ふりがな			本人との関係	
	氏名	印			
	生年月日	年 月 日生	職業又は勤務先		
	住所	〒 - 電話番号 () -			

連帯保証人	ふりがな			本人との関係	
	氏名	印			
	生年月日	年 月 日生	職業又は勤務先		
	住所	〒 - 電話番号 () -			

*連帯保証人の欄は、連帯保証人本人が自書し、印鑑登録した印鑑で押印してください。

*連帯保証人それぞれの印鑑証明書を1通ずつ添付してください。ただし、継続して貸与を受ける場合で、先に提出された誓約書等に添付した印鑑証明書と変更がない場合は、添付を省略することができます。

様式第4号の2 (第5条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

修学資金振込先口座届

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

法定代理人*1

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

下記のとおり届け出ます。

記

口座情報	金融機関名	金融機関名			支店名		
	預金種別	普通預金 ・ 当座預金					
	口座番号						
口座名義							

*1 法定代理人欄は修学生が未成年の場合のみ署名、捺印願います。

*2 振込先口座は必ず修学生本人名義の口座としてください。

*3 金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義の分る通帳のページ

(通帳がない口座の場合は、キャッシュカード等それに代わるもの)の写を添付してください。

*4 ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名、預金種目、口座番号を記載してください。

(例：二三八支店 普通 口座番号 9999999)

様式第5号（第5条関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

修学資金返還証明書

氏名	
住所	〒
貸与期間	年 月 から 年 月まで
返還額 (貸与額)	円

上記のとおり修学資金の全額が返還されたことを証明します。

年 月 日

機関名

所在地

代表者

印

様式第6号 (第6条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

連帯保証人変更届

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

電 話 番 号

印

次のとおり連帯保証人の変更について届け出ます。

1 変更の理由

死亡 ・ 破産宣告 ・ その他 (具体的な理由を記載すること)

2 変更される連帯保証人

ふりがな			本人との 関係	
氏名				
生年月日	年 月 日生	職業又は勤務先		
住所	〒 電話番号 () -			

.....
連帯保証書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

私は、上記連帯保証人に代わり、届出者に修学資金の返還債務が生じたときは、本人と連帯して負担します。

連 帯 保 証 人	ふりがな			本人との 関係	
	氏名				
	生年月日	年 月 日生	職業又は勤務先		
	住所	〒 電話番号 () -			

*連帯保証人の欄への記入は、連帯保証人本人が自書、押印してください。

*使用する印は、登録されている印鑑としてください。

*連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。

様式第7号 (第8条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

借用証書

借用金額

金

円

ただし、 年 月 から 年 月までの 月分の修学資金

私は、上記のとおり修学資金を借用しました。

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

電 話 番 号

印

様式第8号（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

修学資金返還債務裁量免除申請書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

印

修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

修 学 生 番 号					
氏 名					
住 所	電 話				
貸 与 を 受 け た 金 額	円				
返 還 済 額	円				
未 返 還 額	円				
免 除 申 請 額	円				
業 務 に 従 事 し た 期 間	年	月	日	から	年 月 日まで
期 間 を 除 く 期 間 業 務 から 従 事 し た	育児休業	年	月	日	から 年 月 日まで
	休職	年	月	日	から 年 月 日まで
		年	月	日	から 年 月 日まで
		年	月	日	から 年 月 日まで
		年	月	日	から 年 月 日まで
		年	月	日	から 年 月 日まで
理 由					

*業務に従事した期間から除く期間には、1箇月以上に渡って業務に従事しなかった期間をすべて挙げて
ください。欄が不足する場合は別葉によることも可。

様式第9号（第11条関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

修学資金返還計画書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

返還義務者

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

静岡県立静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程第11条の規定により、貸与を受けた修学資金を次の計画に基づき返還します。

返還計画書に基づく支払を継続して怠ったときは、当然に期限の利益を失い、返還金の全部又は一部について直ちに返還を命じられても異議はありません。

連帯保証人は、それぞれ返還債務を本人と連帯して負担します。

返 還 計 画 情 報	貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで	
	貸 与 を 受 け た 額	円	
	返 還 免 除 額	円	
	返 還 額	円	
	返 還 回 数	1 分割払い（1回の返還額 50,000円 返還回数 回） 2 一括払い	
連 帯 保 証 人	ふりがな		ふりがな
	氏 名	印	氏 名 印
	住 所	〒 — (電話番号)	住 所 〒 — (電話番号)

*1 連帯保証人の欄への記入は、連帯保証人本人が自書、押印してください。

*2 使用する印は、登録されている印鑑としてください。

*3 それぞれの印鑑証明書を添付してください。ただし、先に提出された申請書等に添付した印鑑証明書と変更がない場合は、添付を省略することができます。

様式第 10 号 (第 12 条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

電 話 番 号

印

修学資金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

修学資金の未返還金額	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

【在学、進学による返還猶予申請の場合は、在学、進学している学校等の名称】

名 称	
学 部 ・ 専 攻 等	
所 在 地	

【貸与を受けていた養成施設を卒業、退学している場合は記入すること】

卒 業 年 月 日	年 月 日
看 護 師 免 許 登 録 年 月 日	年 月 日

様式第 11 号 (第 12 条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

修学資金返還猶予現況報告書

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

電 話 番 号

印

年 月 日付で修学資金の返還の猶予を受けたことについて、次のとおり報告します。

修学資金の未返還金額	円
猶予決定期間	年 月 日から 年 月 日まで

* 猶予を受けた状況が継続していることを証明する書類を添付してください。

【在学、進学による返還猶予申請の場合は、在学、進学している学校等の名称】

名 称	
学 部 ・ 専 攻 等	
所 在 地	

【貸与を受けていた養成施設を卒業、退学している場合は記入すること】

卒 業 年 月 日	年 月 日
看 護 師 免 許 登 録 年 月 日	年 月 日

様式第 12 号 (第 14 条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

氏名住所等変更届

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

電 話 番 号

印

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 変更事項

項目		変更前	変更後
<input type="checkbox"/>	ふ り が な		
	氏 名		
<input type="checkbox"/>	住 所		
<input type="checkbox"/>	電 話 番 号		
<input type="checkbox"/>	口座情報	金融機関名	
		支 店 名	
		預 金 種 別	
		口 座 番 号	

*変更のあった項目の「□」にレ点をつけ、変更のあった項目のみ記入してください。

*口座情報に変更がある場合は、変更後の口座について金融機関名等が分かる通帳のコピーを添付してください。

2 変更理由

3 変更年月日 年 月 日

様式第 13 号 (第 14 条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

退学届

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

電 話 番 号

印

下記のとおり退学したので届け出ます。

記

1 退学年月日 年 月 日

2 退学の理由

3 最終修学資金受領年月 年 月分まで

..... < 養成施設記入欄 >

上記のとおり退学したことを証明します。

養成施設

名 称

所 在 地

代 表 者

印

様式第 14 号 (第 14 条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

休 学

届

停 学

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

休 学 し

下記のとおり ため届け出ます。

停学の処分を受け

記

1 期間 年 月 日から 年 月 日

2 理由

3 最終修学資金受領年月 年 月分まで

..... < 養 成 施 設 記 入 欄 >

休 学 し

上記のとおり たこと証明します。

停学の処分をとし

養成施設

名 称

所 在 地

代 表 者

印

* 不要な字句は、削除してください。

様式第 15 号 (第 14 条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

復学届

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

電 話 番 号

印

下記のとおり復学したので届け出ます。

記

1 復学年月日 年 月 日

2 休学した期間 年 月 日から 年 月 日

..... < 養成施設記入欄 >

上記のとおり復学したことを証明します。

養成施設

名 称

所 在 地

代 表 者

印

様式第 16 号 (第 14 条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

修学資金貸与辞退届

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

下記のとおり修学資金の貸与を辞退するので届け出ます。

記

1 辞退年月 年 月

2 辞退理由

3 最終修学資金受領年月 年 月分まで

連帯保証人届出事項変更届

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

修学生番号

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

下記のとおり連帯保証人の届出事項に変更があったので届け出ます。

記

1 変更事項

項目		変更前	変更後
<input type="checkbox"/>	ふ り が な		
	氏 名		
<input type="checkbox"/>	住 所		
<input type="checkbox"/>	電 話 番 号		
<input type="checkbox"/>	職 業 又 は 勤 務 先		
<input type="checkbox"/>	本 人 と の 関 係		

*変更のあった項目の□にレ点をつけ、変更のあった項目のみ記入してください。

2 変更の理由

3 変更年月日 年 月 日

..... <連帯保証人の確認欄>

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所

氏名

印

*連帯保証人の確認欄は、変更のあった連帯保証人本人が自書、押印してください。

様式第 18 号 (第 14 条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

死 亡
届
失踪宣告

年 月 日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 様

連 帯 保 証 人

住 所

氏 名

電 話 番 号

印

修 学 生 死 亡 し た

下記のとおり が ので届け出ます。

修学資金の貸与を受けた者 失踪宣告を受けた
記

1 死亡した (失踪宣告を受けた) 者

氏 名

住 所

生 年 月 日

2 死亡 (失踪宣告) 年月日

年 月 日

* 事実を証明する書類を添付してください。

* 不要な字句は、削除してください。